

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成25年4月10日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（入札）開始日時
平成25年5月9日午前10時30分
- 2 公売（入札）締切日時
平成25年5月9日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地
京都市中京区役所 4階会議室
- 4 公売の方法
入札
- 5 公売保証金の納付期限
平成25年5月9日午前10時50分
- 6 開札の日時
平成25年5月9日午前11時00分
- 7 売却決定の日時
平成25年5月16日午前11時00分
- 8 売却決定の場所
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地
京都市中京区役所 4階会議室
- 9 買受代金の納付期限
平成25年5月16日午後3時00分
- 10 買受人の資格その他の要件
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

公売中止

12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録 **公売中止** 費用は、買受人の負担となります。
- (7) 市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課並びに各区役所及び区役所支所の納税課に備え付けています。

(別紙)

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財1

2 見積価額

1,830,000円

3 公売保証金

190,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 国分寺市南町二丁目

地 番 370番26

地 目 宅地

地 積 92.53㎡

持分24750分の1979

(2) 建物

一棟の建物の表示

所 在 国分寺市南町二丁目 370番地26

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建

床 面 積 1階 62.16㎡

2階 67.16㎡

3階 67.16㎡

4階 67.16㎡

5階 57.47㎡

専有部分の建物の表示

家屋番号 南町二丁目 370番26の3

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 3階部分 19.79㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、JR中央線「国分寺」駅から東方へ約300m（道路距離）に位置す

公売中止

る。

(2) 公売財産(1)は、間口約8m、奥行き約12mの長方形地であり、南東側が幅員約7.3mの舗装市道に等高に接面し、公売財産2の敷地として利用されている。

(3) 公売財産(2)は、殿ヶ谷戸パークハイツ301号室と称されており、昭和56年12月頃の建築である。

6 法的規制、利用状況等

(1) 公売財産は、指定容積率の異なる商業地域に跨っている。

市道（東経大通り）から20m以内

商業地域、防火地域、指定建蔽率80%、指定容積率500%

市道（東経大通り）から20m超

商業地域、防火地域、指定建蔽率80%、指定容積率400%

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地（花沢東遺跡）

※届出についての問い合わせ先 国分寺市教育部ふるさと文化財課史跡係

TEL：042-300-0073

(3) 公売財産(2)は、平成25年2月現在、空き家である。

7 その他公売条件

(1) 管理組合の申立てによると、月 **公売中止** 5,000円であり、平成25年3月現在、管理費の未納額の合計は240,000円である。

また、給水・排水の修繕に係る工事費用負担額381,000円も未納となっている。

なお、管理規約によると、管理組合が管理費用等について有する債権は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対して行うことができると規定されている。

(2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL (075) 213-5215

(行財政局税務部収納対策課)